

一般競争入札を行いますので、京都市交通局契約規程第32条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和8年5月27日

京都市公営企業管理者
交通局長 北村 信幸

1 入札に付する事項

(1) 件名等

件 名 割引乗車識別サービスの構築

契約方法 総価契約

入札方式 総合評価一般競争入札

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおりに

(3) 納入期限

令和10年3月31日

(4) 納入場所

企画総務部企画調査課

(5) 予定価格

金198,363,637円

（上記金額に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない。）

2 入札参加資格に関する事項

以下に掲げる入札参加資格の種類に応じ、その全てを満たす者。

(1) 共同企業体を構成しない者（以下「単独事業者」という。）として入札参加資格確認申請する場合の入札の前に確認する資格（以下「事前確認資格」という。）

ア 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（以下「申請日」という。）の前日において京都市交通局契約規程（以下「規程」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿（物品）に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で申請日の前日までに令和7年9月2日付け公告に定める物品の資格の申請を行っている者。

イ 申請日から事前確認資格の確認の日までの間において、京都市交通局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止（以下「参加停止」という。）を受けていないこと。

ウ 本件入札に参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が本件入札に参加しようとする

他の代表者等と同一人でないこと。

エ 交通系ＩＣカードのＩＤとマイナンバーカードを用いた公的個人認証により取得した属性情報を関連づけた事業の実績があること。

(２) 共同企業体として入札参加資格確認申請する場合の入札の前に確認する資格（以下「事前確認資格」という。）

ア 共同企業体の構成員の数は二社とし、自主結成によること。

イ 全体の意思決定や運営管理等に責任を持つ代表事業者（以下「共同企業体の代表者」という。）の出資比率は、構成員中最大であるものとし、本共同企業体の代表者が本件入札の入札参加資格確認申請を行うこと。

ウ 共同企業体の代表者は、２(１)エの資格を満たすこと。

エ 共同企業体の全ての構成員は、２(１)アからウまでの資格を全て満たすこと。

オ 共同企業体の構成員のいずれか一社は、公的個人認証法に基づき主務大臣の認定を受けたプラットフォーム事業者であること。

カ 共同企業体の全ての構成員は、本件入札への単独事業者での申請又は本件入札に参加している他の共同企業体への参加を行っていないこと。

キ 本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と本件入札に参加しようとする別の者（単独事業者及び別の共同企業体の構成員）との関係が次の各号のいずれかの関係に該当しないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者

a 子会社等(会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者。ただし、aについては、会社等(会社法施行規則第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 一方の会社等の役員(会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会

社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記（ア）又は（イ）と同視できる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(3) 開札の後に確認する資格（以下「事後確認資格」という。）

ア 登録業者以外の者で、申請日の前日までに令和7年9月2日付け公告に定める資格の申請を行っている者にあつては、開札の時までに当該公告に定める資格を有する者であると認められていること。

イ 事前確認資格の確認の日から事後確認資格の確認の日までの間において、参加停止を受けていないこと。

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付

公告の日から令和8年6月11日まで、下記（1）のウェブページに掲載するとともに、下記（2）の場所においても無償で交付する。

なお、仕様書については、下記（2）の場所においてのみ、無償で交付する。また、下記（2）の場所における無償配布の交付時間は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(1) 京都市交通局の契約に関する情報のウェブページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000006512.html>

(2) 交付場所

〒616-8104

京都市右京区太秦下刑部町12番地 サンサ右京5階

京都市交通局企画総務部企画総務課契約担当

電話 075-863-5095 FAX 075-863-5099

4 事前確認資格の確認の手続

(1) 入札に参加しようとする者は、下記イの表の第1欄に掲げる入札方法による区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げる提出方法により、それぞれ第3欄に掲げる受付期間内において、下記アに掲げる書類を提出しなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は事前確認資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）

(イ) 一般競争入札参加資格申請書（共同企業体用）

(ウ) 申請書の添付書類

2 (1) エに示す条件を満たすことを証明する書類等（写し可）を添付すること。

(エ) 共同企業体を結成していることがわかる協定書等の写し

(オ) 返信用封筒

端末機利用者及び郵便利用者のうち、一般競争入札参加資格確認通知書の郵送を希望する者のみ必要とし、表に返信先を記載し、簡易書留料金分を加えた料金分の切手を貼付すること。

イ 提出方法等

第1	第2	第3
インターネット利用者 （単独事業者の場合） ※インターネット利用者については7（2）アを参照。	京都市電子入札システムにおいて必要事項を入力し、4（1）ア（ア）及び（ウ）に掲げる書類を添付し、送信すること。	公告の日から令和8年6月11日まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
インターネット利用者 （共同企業体の場合）	共同企業体の代表者名義により、京都市電子入札システムにおいて必要事項を入力し、4（1）ア（イ）から（エ）に掲げる書類を添付し、送信すること。	公告の日から令和8年6月11日まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
端末機利用者及び郵便利用者 （単独事業者の場合） ※端末機利用者については7（2）イを参照。	4（1）ア（ア）及び（ウ）に掲げる書類を3（2）の場所へ持参又は書留郵便を到着させること。	公告の日から令和8年6月11日まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
端末機利用者及び郵便利用者 （共同企業体の場合）	4（1）ア（イ）から（エ）に掲げる書類を3（2）の場所へ持参又は書留郵便を到着させること。	公告の日から令和8年6月11日まで（休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 事前確認資格の確認

申請書の受領後、事前確認資格の確認を行い、その結果を次の表の左欄に掲げる

入札方法による区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により通知する。この場合において、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

インターネット利用者 ※インターネット利用者については7（2）アを参照。	令和8年6月17日以降に、事前確認資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。
端末機利用者及び郵便利用者 ※端末機利用者については7（2）イを参照。	令和8年6月17日以降に、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

※共同企業体により4（1）の申請をした場合は、当共同企業体の代表者に通知を送信又は送付する。

（3）事前確認資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 事前確認資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面（任意様式）により、事前確認資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

イ 4（3）アの規定により理由の説明を求めようとする者は、4（2）の規定による通知を受けた日から次の表に掲げる提出期限の日時までの間に、書面（任意様式）を3（2）の場所へ持参し提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。書面の提出があったときは、同表の発送期日の月日までに書面による回答を発送する。

提出期限	発送期日
令和8年6月22日 午後5時	令和8年6月25日

5 公告及び入札説明書等に対する質問期限及び回答期日

（1）公告及び入札説明書等に対して質問しようとする者は、「入札説明書等に対する質問書」（別紙エクセル様式）を電子メール（下記アドレス参照）により5（2）の表の提出期限までに提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り、3（2）の場所への持参又はFAXでの質問を受け付ける。口頭での質問は受け付けないが、申請書その他入札手続等の事務的な事項に関する質問についてはこの限りでない（持参による場合の受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。（[メールアドレス：kotsu-zaimu@city.kyoto.lg.jp](mailto:kotsu-zaimu@city.kyoto.lg.jp)）

なお、提出期限の経過後は、入札説明書等に対する質問は、一切受け付けない。

（2）5（1）による質問があった場合、次の表の回答期日までに質問に対する回答書を3（1）のウェブページに掲載するとともに、3（2）の場所において閲覧できるようにする。

提出期限	回答期日
令和 8 年 6 月 1 1 日 午後 5 時	令和 8 年 6 月 1 7 日

6 提案書の提出方法及びヒアリングの方法

(1) 提案書の提出方法

ア 提案書の作成について

「提案書作成要領」に基づき作成する。

イ 提案書の提出方法

提案書を持参する場合は、4（2）の規定による通知を受けた日から令和 8 年 6 月 2 5 日までの午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間に 3（2）の場所に提出しなければならない。

提案書を郵送する場合は、書留郵便とし、令和 8 年 6 月 2 5 日午後 5 時までに 3（2）の場所に必着させること。

(2) ヒアリングの方法

提出された提案書の内容に関するヒアリングを実施することがある。ヒアリングの方法については事前確認資格を認められた者（共同企業体により 4（1）に掲げる申請をした者の場合は、当共同企業体の代表者）に対し、別に通知する。

なお、特別な理由なくヒアリングに応じなかった場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

7 入札方法等

(1) 共同企業体により 4（1）に掲げる申請をした者は、7（2）に掲げるいずれの入札方法においても、当共同企業体の代表者が、当代表者名義により本件入札を行うこと。

(2) 入札は、次に掲げる方法のいずれかによる。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行した I C カード（本市に提出済みの「使用印鑑届」の代表者名と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者の氏名と同一人のもので、かつ、落札決定までの期間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札しようとする者を「インターネット利用者」という。）

イ 入札端末機利用者カード（規程第 7 条第 4 項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市交通局企画総務部企画総務課窓口に設置する入札端末機（規程第 7 条第 2 項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する

者を「端末機利用者」という。)

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法（以下この方法により入札しようとする者を「郵便利用者」という。）。ただし、この方法による入札は、登録業者以外の者で、申請日の前日までに令和7年9月2日付け公告に定める資格の申請を行っている者のうち、5（2）により事前確認資格があると認めた者のみを対象とする。

- （2）インターネット利用者は、4（1）により一般競争入札参加資格確認申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4（1）イに定める期限までに京都市電子入札システムに一般競争入札参加資格確認申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（令和8年6月11日午後5時までに、3（2）の場所に4（1）アの提出書類を別途提出し、事前確認資格があると認められた者に限る。）は入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を利用して入札データを送信することができる（入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。）。
- （3）端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の最終の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。
- （4）郵便利用者は、4（2）の通知に際し送付する入札書を使用すること。また、入札書を封入する封筒は二重封筒とし、入札書を入れて封印した内封筒には、封筒の表面に「令和8年7月14日開札 割引乗車識別サービスの構築の入札書」と記載し、裏面に入札者の住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名、届出済みの受任者がある場合は、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載し、外封筒には「令和8年7月14日開札 割引乗車識別サービスの構築の入札書在中」と記載したうえ、封印すること。
- （5）入札金額は、総価を入力又は記入すること。落札決定に当たっては、入力又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力又は記入すること。

- (6) 契約の締結は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）により総価契約を行う。
- (7) 消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。
- (8) 入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあっては名称）の公表は行わない。

8 入札期間及び開札日時等

- (1) インターネット利用者の入札期間

令和8年7月9日、10日及び13日

午前9時から午後5時まで

- (2) 端末機利用者の入札期間

令和8年7月9日、10日及び13日

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (3) 郵便利用者の入札期間

令和8年7月13日午後5時までに、3（2）の場所に必着させること。

- (4) 開札日時

令和8年7月14日午前10時から開札する。

- (5) 入札を辞退する場合

事前確認資格があると認められた者が入札を辞退する場合、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は、「辞退届」を8（3）の期間までに、書留郵便により3（2）の場所に必着させること。

上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として、参加停止等の措置を行う。

9 事後確認資格の確認

- (1) 開札後、事後確認資格の確認を行う。確認を行った結果、事後確認資格がないと認められたときは、その者の行った入札は無効とする。

なお、事後確認資格の確認の結果については、通知を行わない。

- (2) 事後確認資格がないと認められた者は、落札決定日の翌開庁日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。）以内に請求があった場合に限り、事後確認資格がないと認めた理由を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

10 落札決定日及び落札者の決定方法

落札決定日は、令和8年7月14日とする。

予定価格の範囲内で入札し、かつ、事後確認資格があると認められた者の中で、「総合評価基準書」に基づき評価し、同基準に定めるところにより落札者を決定する。

なお、共同企業体により4（1）に掲げる申請をした者においては、当共同企業体の代表者名で決定する。

11 落札決定の通知等

（1）落札決定の通知

落札者に対しては、落札した旨を以下のとおり通知する。

なお、落札者が共同企業体により4（1）に掲げる申請をした者である場合は、当共同企業体の代表者に対し通知をする。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムで確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が、端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日に電話により通知する。

（2）落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者又は郵便利用者である場合

落札決定日の翌日から5日（日数の計算に当たっては、休日を除く。次号において同じ。）以内に請求があった場合に限り、落札結果を口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

（3）落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者とならなかった者は、落札決定日の翌日から5日以内に、その理由について説明を求めることができる。回答は、口頭又は書面（請求が書面によるもので書面による通知を請求したものである場合に限り。）により行う。

（4）入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、原則として落札決定日の翌日から、3（1）のウェブページ又は3（2）の場所での閲覧により、確認できるようにする。

（5）落札者が契約を締結しない場合

落札者が契約を締結しないときは、契約辞退に該当するため、3か月の参加停止を行い、さらに当該入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

12 入札の無効

- (1) 規程第7条の2各号(第3号及び第13号を除く。)に定めるもののほか、申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札は、無効とする。
- (2) この入札において、代表者等と同一人である者の双方が入札したことが判明したときは、当該代表者等及び同一人である者のした入札は、規程第7条の2第14号に基づきそれぞれ無効とするとともに、参加停止を行う。

また、この入札により落札者を決定した場合において、契約を締結するまでの間に、落札者となった代表者等が、この入札において入札した他の代表者等と同一人であったことが判明したときは、契約を締結せず、それぞれについて参加停止を行う。

13 競争入札参加資格の確認の取消し

管理者は、入札参加資格があると認めた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。この場合において、確認の取消し対象となった入札参加資格が事前確認資格であるときは、その者に対し、その旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までに、規程第2条の規定により公告し、又は要綱第14条の規定により定めた2の入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 事前確認資格の確認後、落札決定の日までの期間に参加停止を受けたとき。
- (3) (1) 及び(2)に掲げるもののほか、本件入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。
- (4) その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

14 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者(以下「契約者」という。)は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者(以下「非落札者」という。)から契約の履行に必要な物件(落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。)又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) (1) 及び(2)の規定は、契約者が、非落札者以外の者を經由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による本市の承諾を得た場合は適用しない。

15 その他

- (1) この調達、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
契約書は、京都市交通局標準契約書（委託）を使用する。
- (5) 2 (1) アに該当する者が落札者となったときは、契約の締結時に京都市暴力団排除条例施行規則第7条に規定する誓約書を提出すること。
なお、誓約書を提出しない場合は、契約辞退に該当するため、参加停止を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。
- (6) 提出された資料は、返却しない。
- (7) 本公告に関する問合せ先 3 (2) の交付場所に同じ。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Development of a discounted ride identification service
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5:00 p.m. 11 June, 2026
- (3) Time-limit of tenders : 5:00 p.m. 13 July, 2026
- (4) Contact point for the notice : Planning and General Affairs division,
Planning and General Affairs Department, Kyoto Municipal Transportation Bureau
12, Uzumasa-Shimokeibu-cho, Ukyo-ku, Kyoto 616-8104, Japan
Phone 075-863-5095
- (5) Inquiries will only be accepted in Japanese.

(交通局企画総務部企画総務課)